

令和5年度白井市入札等監視委員会（第2回）

会議録

- 1 日 時 令和6年1月24日（水） 午後1時45分から
- 2 場 所 市役所3階特別会議室
- 3 出席者 宗藤委員長、三枝委員、新井委員
富田財政課長、佐藤副主幹、郡主事
- 4 傍聴者 なし（会議非公開のため）
- 5 次 第
 - 1 開会
 - 2 令和5年度第2回会議
議題
 - （1）令和5年度上半期分 一般競争入札契約の審査
 - （2）令和5年度上半期分 指名競争入札契約の審査
 - （3）令和5年度上半期分 随意契約の審査
 - （4）その他全体的な事項の審査
 - 3 その他
 - 4 閉会

委員長

それでは、これより議事に入ります。

議事に入ります前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、議題ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いしたいと思います。

2点目は、本日の会議は時間が限られていますので、発言する際は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、議題1「令和5年度上半期分の一般競争入札契約の審査」につきまして、事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

議題1 令和5年度上半期 一般競争入札契約の審査について

事務局

それでは、令和5年度上半期分の入札のうち、重点審議事案として抽出された案件の概要と事前にいただいた質問への回答について説明します。

説明資料は、事前に送付しました追加資料の1ページからです。

それでは「道路改良工事（R5-1）、（R5-2）」について説明します。

執行理由は、「工業団地における産業の活性化を図るため、市道00-136号線を工業団地へのアクセス道路として整備を行うもの」です。

入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。
 - ・白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で土木一式工事の格付けがA、Bである者
 - ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で土木一式工事の格付けがAである者
 - ・平成25年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した契約金額3,500万円以上の土木一式工事を元請けとして完了した実績がある者。
 - ・土木施工管理技士（1級）の資格を有する技術者を配置できる者。
- という要件で行いました。

入札への申請者数、参加者数はR5-1が5者、R5-2が3者 でした。

金額は、

R5-1が予定価格 税抜き 96,850,000円、調査基準価格 税抜き 87,947,928円、失格判定基準価格 税抜き 64,916,072円、落札価格 税抜き 88,090,000円、契約金額 税込で 96,899,000円、落札率は90.96%です。

落札者は、株式会社 I . G . O です。

R 5 - 2 は予定価格 税抜き 94,480,000 円、調査基準価格 税抜き 85,832,442 円、失格判定基準価格 税抜き 63,370,084 円、落札価格 税抜き 84,700,000 円、契約金額税込で 93,170,000 円、落札率は 89.65% です。

落札者は、株式会社コスモ工業です。

この案件には、1 つ質問をいただいております。

「保健福祉センター維持保全工事（建築工事）」と同様に総合評価方式とする規模の案件を通常の一般競争入札とした理由は、ということで、

R 5 - 1 は、新年度予算の見通しがついた令和 5 年 3 月から実施設計の照査、資材価格の見積り調査及び工事費積算を行い、工事発注まで約 2 ヶ月程度の期間を要しました。

また、設計の結果、適正工期は約 7 ヶ月となりました。

総合評価方式を採用した場合、発注要件などを審査する入札契約審査会から契約締結まで 4 ヶ月程度を要し、年度内完了が見込めないことから、一般競争入札による発注としました。

R 5 - 2 は、この工事の区域を、他の工事で発生した残土や工事終了に伴い使わなくなった土のう等を保管する場所としていました。

本工事の実施に当たって当該土のう等を別の場所に搬出することとなるため、搬出に係る費用を本工事の設計額に含める必要がありましたが、工期が延長となった工事もあったことなどから、搬出量の確定が遅れました。

このため、本工事費の積算が遅れ、発注が令和 5 年 8 月となりました。

工期は 5 ヶ月必要ですが、総合評価方式を採用した場合、発注要件などを審査する入札契約審査会から契約締結まで 4 ヶ月程度を要し、年度内完了が見込めないことから、一般競争入札による発注としました。

続きまして、「大山口中学校柔剣道場改修工事」について説明します。

執行理由は、「白井市学校施設の長寿命化計画に基づき、大山口中学校柔剣道場の改修工事を行うもの」です。

1 回目の入札参加資格要件は、

- ・名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者
- ・千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者で建築一式工事の格付けが A から C である者
- ・平成 25 年度から本件公告日までに、国又は地方公共団体等が発注した改修工事で請負金額 3,000 万円以上の建築一式工事を元請けとして施工した実績がある者。

- ・一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する技術者を配置できる者
 - ・配置技術者は主任技術者として公共工事の建築一式工事の実績が2件以上あること。
- という要件でした。

参加申請者、入札者とも1者ありましたが、予定価格に達する入札がなく入札不調となりました。

- 2回目は指名競争入札に切り替えて行いました。
- ・指名業者数は12者、入札者数は5者でした。
 - ・名簿の大分類「建築一式工事」に登録されている業者のうち、千葉県内に本店（本社）のあるA又はBランクの業者で、令和元年度から令和4年度までに地方公共団体が発注した建築一式工事で改修工事の実績がある者から選定しました。

金額につきましては、

1回目が予定価格税抜き36,480,000円、2回目が税抜き38,720,000円、1回目の最低制限価格が税抜き33,464,280円、2回目の落札価格は税抜き35,980,000円、契約金額 税込で39,578,000円、落札率は92.92%です。

落札者は、(株)小幡工務店です。

この案件には、2つ質問をいただいております。

1つめは、「一般競争入札の不調を受け指名競争入札に変更しているが、指名競争入札に変更した経緯は。」ということで、

定められた期間内に工事を完了させて引き渡しを受けなければ、授業や部活動に影響が生じることから時間的な余裕がないため、入札に係る期間を短縮できる指名競争入札に切り替えました。

2つめは、「指名競争入札にした際、設計金額（予定価格）を引き上げた理由は。」ということで

千葉県営繕単価の改定があったため、設計額が引き上がったものです。

議題1についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長

ありがとうございました。事務局から説明が終わりましたが、御意見御質問などがございましたら発言をお願いいたします。なお、その際には審議事案、説明の事業名をあ

るいはそのページ数をおっしゃっていただきたいと思います。

委員

No. 9の道路改良工事（R5-2）について、積算が遅れた理由として工事の前段階での遅れがあったとのことですが、遅れがなかったら本来はどのくらいの時期を見込まれていたのでしょうか。

事務局

手元に資料がないので確認する時間をいただいでよろしいでしょうか。

委員

総合評価方式は契約締結まで4か月程度かかるということであると、工事完了期日までの関係で総合評価方式を選択できるかどうかが決まるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

通常の一般競争入札と比べてどうしても時間がかかってしまうので、その工事を終わらせなければならない時期から逆算して間に合わない場合は、総合評価方式ではなく通常の一般競争入札とすることを、内部の入札契約審査会という会に諮って決定しています。

委員

総合評価方式は予定価格が一定金額以上の工事が対象と聞いており、一般的には工事の規模が大きいものが対象になると思います。一方、総合評価方式では契約まで4か月を要するとすると工期は最長でも8か月程度しか確保できず、同方式の採用には工期の面で限界があるように感じます。そこで、この場での回答は求めませんが、4か月要するという事務手続きを短縮できないか検討をお願いします。

委員

契約まで4か月かかる、工期はそれなりに必要となる、となると実際に何月頃に積算ができていれば総合評価方式が可能になるのか、を知りたく先ほどの質問となりましたので付け加えさせていただきます。

委員

総合評価方式は対象を一定金額以上としているわけですが、一般競争入札と総合評価方式はそれぞれメリットデメリットがあると思います。「こういう場合は総合評価にする」というような形にすればもう少し弾力的な対応がとれるように思います。そもそも道路改良工事などは総合評価方式で行う必要があるのでしょうか。

委員長

内部で検討していただいて、次回の会議か、それより前でもメール等で返答いただければと思います。

続きまして議題2 令和5年度上半期分の指名競争入札契約の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

議題2 令和5年度上半期分の指名競争入札契約の審査について

事務局

続きまして、議題2 令和5年度上半期分の指名競争入札契約の審査について、説明いたします。

資料7ページ、「バス停上屋等新設工事実施設計業務委託」について説明します。

執行理由は、「公共交通利用者の利便性の向上のため、白井駅南口ロータリーのバス停に上屋及びベンチを設置するにあたり実施設計を行うもの」です。

業者選定は、

- ・指名業者数は1回目、2回目とも5者、入札者数は1回目が3者、2回目が5者です。
- ・名簿の大分類「建設関係建設コンサルタント業務」、中分類「建築一般」に登録があり、千葉県内に本店（本社）がある業者のうち、平成30年度から令和4年度までに地方公共団体が発注した公共建築物の実施設計業務の完了実績を有する者を選定しました。

金額は、

1回目、2回目とも予定価格税抜2,120,000円、2回目の落札額が税抜き1,510,000円、契約額が税込み1,661,000円、落札率は71.23%、落札業者は、(株)網中建築設計事務所です。

この案件には、3つ質問をいただいております。

1つめは、「No.95の2回目の入札が不調となった理由として考えられることは何か」ということで、

1回目の入札時には、5者中2者が辞退し、辞退理由としては、1者が委託期間内に業務の完了が困難、1者が技術者の確保が困難とのことでした。

1回目の入札で予定価格に達しなかったため、翌日に再入札を行いました。3者の内2者は採算が合わないということで辞退しました。残る1者は入札を失念したとのことで、入札不調となりました。

2つめは、「入札不調を受けNo.98で2回目の入札を行ったが、No.95からの変更点はあるか。ある場合、その内容は。」ということで、

指名業者5者を全て入れ替えて対応しました。

3つめは、「契約額が予定額を大きく下回っているが、実施された事業の質に問題はなかったか。」ということで、

問題はありませんでした。

続きまして、9ページ「白井市防災行政無線（同報系）再整備事業実施設計業務委託」について説明します。

執行理由は、「防災行政無線は昭和62年に設置、平成14、15年度の更新整備から18年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、住宅環境等の変化により、情報伝達の改善を図る必要があり、無線のデジタル化等の再整備を図るため、実施設計業務の委託を実施するもの。」です。

業者選定は、

- ・指名業者数は8者、入札者数は5者です。
- ・名簿の大分類「土木関係建設コンサルタント業務」、中分類「電気電子」又は大分類「その他業務」に登録がある事業者のうち、過去10年以内に防衛省補助を受けた防災行政無線（同報系）再整備事業の設計又は施工監理業務を元請けとして受託した実績がある者を選定しました。

金額は、

予定価格税抜 12,930,000 円、落札額が税抜 1,170,000 円、契約額が税込 1,287,000 円、落札率は9.05%、落札業者は、(株)イ・エス・エスです。

この案件には、3つ質問をいただいております。

1つめは、落札率が9.05%、予定価格を大きく下回った入札がほとんどだが、予定価格の算出はどのように行ったのか、ということで、

令和4年度に実施した基本設計の受注者を含め、3者から見積徴取して算出しました。

2つめは、事前に見積を徴取したか。している場合、落札者は見積徴取を行った業者か、ということで、

3社から徴取し、落札者は見積徴取をしている業者です。

3つめは、履行内容に問題はなかったか、ということで、

現在履行期間中ですが、特に問題はありません。

議題2についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

委員長

事務局からの説明が終わりました。御意見質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

委員

No. 112について、見積徴取した業者が落札したということですが、その業者の見積額は入札した額に近い額だったのでしょうか。

事務局

3者とも見積額と入札額が大きく乖離しています。

委員

見積額と入札額がかけ離れた理由はわかりますか。

事務局

理由は把握していません。

委員

No. 112の落札者がこの事業に今後も関わるということでしょうか。設計段階で安く受注してその後の業務を引き続き受注したいという意向があって落札価格を低くしているということはあるのでしょうか。

事務局

本件をこの額で受注するとおそらく赤字になると思いますが、実施設計を受注した業者は、何も問題がなければその後の工事の工事監理を随意契約で受注できる可能性がとても高くなります。実施設計で多少赤字が出ても工事監理を受注することで黒字が見込めるということで、工事監理につながる実施設計を受注しようとしているのではないかと思います。

委員

説明のありました工事監理というのは、市から別途発注するのでしょうか。それとも全体の工事の中の一部を実施設計の落札者が担うのでしょうか。

事務局

この後の工事は別の業者に発注することになりますが、その工事の工事監理を行う業者を実施設計受注者に随意契約で発注することが多いです。市と直接契約します。

委員

今回の落札者は令和4年度の基本設計を受注した業者と同一でしょうか。

事務局

別の業者です。

委員

基本設計と実施設計は別の業者で、工事監理はおそらく実施設計受注者と契約することになるだろう、ということでしょうか。

事務局

そのとおりです。

先ほどの議題1の一般競争入札のNo. 9道路改良工事(R5-2)で予定どおり進んでいたら発注はどのくらい早まっていたのか、についてですが、およそ2か月早くなっていました。2か月遅れたことで総合評価方式は選択できなかった、ということになります。

委員

令和5年8月の発注になってしまって、総合評価方式ですと契約まで4か月、年度末までの工期が3か月しかなくなってしまう。それが2か月前にずれていたら総合評価方式でも5か月の工期が確保できる、という理解でよいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員長

続きまして議題3 令和5年度上半期分の随意契約の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

議題3 令和5年度上半期分の随意契約の審査について

事務局

続きまして、議題3 令和5年度上半期分の随意契約の審査について説明します。

資料の11ページ、白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業（PPA 事業）について、説明します。

執行理由は、「温室効果ガス排出量を令和12年度に46%削減、さらに令和42年までに排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を達成するため。また、公共施設の平時の温室効果ガス排出抑制と併せて災害時のエネルギー確保を同時実現するため。」です。

随意契約及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

市の脱炭素化と災害時のエネルギー確保を同時実現させるため、再生可能エネルギーの発電量及び温室効果ガス排出量抑制の提案や、設置する発電設備等から得られる電力の活用方法の提案が期待できること。

また、民間事業者の実績や技術、ノウハウに基づいた継続的・効率的な脱炭素化推進のためのさらなる有益な独自提案が期待できるとともに、競争により価格抑制が見込めるため、公募式プロポーザルにより随意契約を行うものです。

この案件には5つ質問をいただいております。

1つめは、「事業の内容はどのようなものか。」ということで、

白井市第5次地球温暖化対策実行計画で掲げる、市の事務及び事業者から排出される温室効果ガス排出量の削減と、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すため、白井市役所本庁舎・東庁舎、白井市保健福祉センターに太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの自家消費により施設の平時の温室効果ガス排出の抑制と災害時のエネルギー確保を同時実現することを目的として、プロポーザル方式により設置事業者を選定しました。

事業者が初期投資不要で発電設備を設置し、市が発電した電気を購入することで、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量を削減するものです。

2つめは、「プロポーザルに応募した業者数は。」ということで、

2者から応募がありましたが、1者は募集要項で定める参加資格を満たしていなかったため、1者の審査になりました。

3つめは、「TNKG共同事業体とはどのような事業体か。」ということで

TNクロス株式会社と京葉瓦斯株式会社の共同事業体で、TNクロス株式会社が事業のサービス提供、事業に供する設備導入及び運用を担い、京葉瓦斯株式会社が事業の普及啓発、再生可能エネルギー由来電力の余剰活用を担い、共同で事業を行うことでより

地場に根差した事業実施、貢献ができると考え、共同事業体を設立しています。

4つめは、「契約額（経費なし）とはどのようなことか。」ということで、

優先交渉権者となった者は、再生可能エネルギー設備の設置に関する仕様等の協議を行い、協議が整い次第、協定を締結することとしています。

プロポーザルを経て協定を締結した事業者は、白井市役所本庁舎・東庁舎及び白井市保健福祉センターの屋上等に太陽光発電設備等を設置しますが、工事費やメンテナンス費等は、電力料金に含まれ、運転期間の20年で支払うこととなります。

使用電力に関する支払いについては、別途売買契約を締結するため、本件プロポーザルでは契約額はありません。

5つめは、「経費なしでのプロポーザルに至った経緯は。」ということで、

「ゼロカーボンシティ」実現を目指し、初期投資不要で公共施設への再生可能エネルギー設備を導入できるPPA事業を採用するため、プロポーザルを実施しました。

補足として、1次審査、2次審査ではどのような審査を行ったか、プロポーザルの評価の視点について説明します。

1次審査は書類審査で、①過去の業務実績、②市との環境・災害協定の締結状況、③各種認証等取組状況、④参加事業者の概要、を審査しました。

2次審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査として、資料に記載の項目と概算見積価格及び内訳書による審査を実施しました。

続きまして、14ページ「小・中学校特別教室空調設備賃貸借」について、説明します。

執行理由は、「小・中学校特別教室空調設備賃貸借事業は、児童・生徒の健康を保護し、学習環境を改善するため、小・中学校の特別教室等に空調設備を整備するもの。」です。

随意契約理由及び業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当とし、

空調設備の整備による学習環境の改善のみならず、本市の財政負担の軽減、空調整備時の学校運営への影響の軽減、省エネルギー対策等に関して、民間事業者の技術やノウハウを活用し、有益な提案を取り入れるため、公募型プロポーザル方式にて事業者を募集するものです。

参加者数は1者、金額は設計金額税抜879,360,000円
契約金額は税込879,572,430円、落札率は90.93%でした。
契約の相手方は、NTT・TCリース(株) 千葉支店です。

この案件には2つ質問をいただいております。

1つ目は、「契約の内容はどのようなものか。」ということで、

市内小・中学校14校の特別教室及び管理諸室の空調設備を16年間賃貸借するもので、空調設備の設置の設計・工事・維持管理を含むものです。

2つ目は、「プロポーザル方式とした理由は。」ということで、

空調設備の整備による学習環境の改善のみならず、本市の財政負担の軽減、空調整備時の学校運営への影響の軽減、省エネルギー対策等に関して、民間事業者の技術やノウハウを活用し、有益な提案を取り入れるためプロポーザル方式としました。

補足として、プロポーザルへの応募は1者でした。

また、1次審査、2次審査と評価の視点として1次審査は書類審査で参加事業者の過去の実績を、2次審査はプレゼンテーション審査として資料に記載の項目及び見積額を審査しました。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございますが、御意見質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

委員

No. 51について、PPA事業で初期投資は不要ということですが、電力使用料は概ねこのくらいの額になる、という見積があった上で契約しているのでしょうか。

というのは、初期投資無料で実際に契約したら高くなるということが消費者案件だとよくあります。自治体でそのようなことはないと思いますが、見通しをどの程度たてられた上で契約に至ったのでしょうか。

事務局

手元の資料では電力使用量自体は数字では確認できないのですが、場所が市役所本庁舎、東庁舎、保健福祉センターということで太陽光パネルをどのくらい設置できる

か、というところから推測していると思われることと、プロポーザルを実施するときに1kwhに対する単価の限度額を税込みで30.4円と定めていますので、初期投資は不要だけど電気代で高くなるということは抑えられていると思います。

委員

No. 51の運転期間20年というのは、太陽光発電設備が20年間使えるという前提なのでしょうか。

事務局

耐用年数は30年と記載されていますので、通常20年は使えると思うのですが、仮に20年より前に故障した場合は業者が修理することとなっています。

委員

No. 102について、空調設備賃貸借16年間となっていますが、空調設備の次の更新時期を考えて16年間ということなのでしょうか。

事務局

普通教室にも空調設備を設置してしまして、17年間契約となっています。それと合わせてということもあるかと思います。

委員

No. 51は20年という期間になっていますが、市の規程上、上限というのはあるのでしょうか。契約期間が20年とか16年とかというのはあまり聞いたことがなく、長くても5年程度というのは聞きますが、市の規程では無制限なのでしょうか。

20年の間に当初予想していなかった変更等が生ずることもあるかと思いますが、そのような場合は双方協議するということが契約の中に含まれているのでしょうか。

No. 102は契約金額が約9億円ですが、これを16で割った金額を単年度で支出するのでしょうか。

事務局

契約年数の上限については、長期継続契約の場合は条例で年数の上限が決まっていますが、今回のPPA事業は長期継続契約ではないので上限の決まりはありません。

20年間という長い期間ですが、太陽光パネルを置く市役所本庁舎と東庁舎は数年前に新築と改修を行った施設です。保健福祉センターの建物自体はもっと前からありますが、今年度、屋根の防水改修工事を行ってしまして、置く建物としては20年間変わらないだろう、ということで設置場所を選定しています。

空調設備の支払は契約金額を割り返して必要な額を毎年度予算化して支払いをしていきます。大きなメリットとしては財政負担の平準化、一度に購入すると単年度の負

担が大きいのでリースという方式を採用しています。

委員長

続きまして議題4 その他全体的な事項の審査につきまして事務局から審議事案の説明をお願いいたします。

議題4 その他全体的な事項の審査

事務局

続きまして、資料16ページ、一般競争入札の不調が多いことについて質問をいただきましたので、説明させていただきます。

令和5年度上半期の一般競争入札では、13件が不調となっています。

理由として考えられることを資料の左端、「不調の原因」欄に記載しています。

資料の上1番目のNo. 1から4番目のNo. 37までの4件は、全て工事で最低制限価格を下回ったことによるものです。これは、最低制限価格算定式の改定が原因と考えられます。算定式の改定の詳細は、後ほど18ページで説明します。

次に上から5番目のNo. 4から7番目のNo. 23までの3件は、規模が小さく採算がとりづらかったのではないかと考えられます。

次にNo. 43とその下のNo. 53は物品購入の案件ですが、工事や委託に比べると案件が少なく、入札を公告しても事業者がそれを確認していない場合が多くあります。案件の担当課から過去に参加した事業者などに入札公告をした旨を連絡する場合がありますが、本件はそれを行わなかったことで申請者がなく不調になったものと考えられます。

次にその下のNo. 50は事務のミスによるものです。購入予定の備品の中に取り扱いが終了し、同等品も存在しない物が含まれていたため、入札を中止しました。

最後に資料の下3件については、原因がわかりませんでした。

次に17ページ、「【長期】廃棄物収集運搬業務委託」について説明します。

最初に資料の修正をお願いします。2つめの件名の(R5~R8)は(R5~R6)の誤りです。申し訳ございません。

こちらについては、1つ質問をいただいています。

4年契約予定のものを2年契約として予定価格を引き下げて入札したという理解で良いか、ということで、

No. 127では令和5年10月から令和8年9月までの3年間を委託期間として入札を行いました。予定価格以下の入札がなく不調となりました。

このため、設計内容の見直しを行うとともに、今後の人件費等の上昇がどの程度となるかわからない状況で3年間の契約を締結することは、事業者にとって積極的に受注したいものではない可能性があるため、No. 128では契約期間を令和5年10月から

令和6年9月までの1年間で発注しました。

設計単価の見直しは行いましたが、期間が3分の1となったことにより予定価格が引き下がったものです。

次に資料の18ページについて説明します。

No. 1からNo. 37までの工事について、予定価格に対する最低制限価格の割合が一定ではない理由は、とのことで、

工事の最低制限価格は、令和4年度までは一律で予定価格の80%としていましたが、令和5年度から直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ記載の率を乗じて得た額の合計を最低制限価格とするよう算定式を改定しました。それぞれの工事の設計額に割合を乗じるため、案件によって予定価格に対する割合に差が生じます。

詳細を補足させていただきます。

算定式を改定した理由は、国土交通省等から、最低制限価格の設定により価格競争による落札率の低下を抑制し、確実な契約の履行につなげるとともに、下請業者や業務に従事する労働者の賃金等へのしわ寄せを未然に防止するよう通知がされていました。

白井市としては、平成27年度までは一律で予定価格の70%としていたものを、平成28年度から80%に引き上げて3年間試行していました。その後、平成30年度、令和2年度と見直しを検討しましたが、当時の落札率の状況や入札方法を変更したことなどから令和4年度まで試行を延長していました。

試行の最終年度となった令和4年度に再度検討し、国が示す算定式のモデルどおりに最低制限価格を設定しても支障はないと判断できたため、令和5年度からの入札について算定式を改定したものです。

次に資料の19ページについて説明します。

(株)ディー・エス・ケイとの随意契約について、個々の契約額の妥当性をどのようにチェックしているか、ということで、

(株)ディー・エス・ケイは、地域市町村の行政事務の情報化をより効率的に進めることを目的として設立された企業で、白井市を含む県内9市町が出資しています。

このことから、一般的な企業よりは安価であることに加え、白井市は(株)ディー・エス・ケイの株主であるため、委託等に係る経費が10%近く割引となります。

このため、導入・委託等に係る経費及びシステム連携に係るランニングコストを考慮すると(株)ディー・エス・ケイとの契約が金銭面においても安価で運用できることが見込まれます。

これらに加え、基幹システムを複数のシステムベンダーと連携すると、システム会社の仕様に合わせた文字データ等の変換料金やデータを連携するための回線経費が発

生しますが、現在の基幹系システムのマルチシステムベンダーである(株)ディー・エス・ケイとの契約はコストを抑えられます。

これを前提として、各課で金額の妥当性をチェックする方法として、

- ・市場価格との比較
- ・同規模程度の自治体の経費との比較
- ・過去の類似業務等との比較

等により妥当性を確認している業務が多くありました。

また、値引き交渉を行っている業務もありました。

一方で、住民基本台帳システムとの連携が必要な業務では、(株)ディー・エス・ケイ以外の選択肢がないため、特に何も行っていない業務もわずかではありますがありました。

次に資料の20ページについて説明します。

契約相手方が(株)ディー・エス・ケイとの案件が多数あるが、「政府クラウド」が地方自治体でも導入された場合、契約相手方の変更等、影響が出てくるのか、ということで、

政府が準備する「ガバメントクラウド」については、令和7年度までの移行が求められており、既存システムのベンダーである(株)ディー・エス・ケイとの契約で移行作業を進めています。

令和8年度以降、システムが標準化・共通化することにより、従来はシステム会社が変わることで必要となっていた文字データ等の変換料が不要となり、システム会社を変更することが容易になります。

このため、基幹系の各システムについて、担当課ごとに契約の相手方を変更する可能性があり、これによりいくつかの影響が想定されます。

①良い影響

- ・現在よりも便利なシステムを選択できる可能性がある。
- ・現在の契約よりも安い金額で契約できる可能性がある。

②悪い影響

・選択するベンダーによってガバメントクラウドの接続先が替わる可能性があるため、回線経費等が増大する可能性がある。なお、ガバメントクラウドの接続先は複数あり、ベンダーによって異なります。

・基幹系システムは、システム同士で住基情報などのデータ連携が必要であり、別途追加経費がかかる可能性がある。

・標準化・共通化の仕様に載っていない機能が複数あり、ベンダーを変更した場合に再度、関連システムでシステム改修費が必要になる場合や機能が使えなくなる可能性がある。

・帳票印刷の印字調整など、標準化・共通化の仕様以外の調整に別途費用が発生する可能性がある。

最後に、資料はありませんが、工事については指名競争入札とせず一般競争入札としているのか、との質問がありましたので説明させていただきます。

白井市では、令和3年度から工事は原則として一般競争入札としています。

一般競争入札が不調となったことによるやり直し入札などの特別な事情がある場合は指名競争入札も認めているところです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。事務局からの説明は以上でございますが、御意見質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

委員

一般競争入札が「規模が小さく採算がとりづらいと推測される」理由で不調となったもののうち、No. 7とNo. 23は上半期に再度の発注に至らずとのことですが、下半期で発注されたということでしょうか。

事務局

No. 7は下半期でも発注しましたが、最終的には入札では契約に至らず随意契約となったところです。

委員

気になったのは「規模が小さく採算がとりづらい」と、原因がわかっている案件に関してあらためて入札する際に、何かを加える等の対策を講じることがあったのか、ということです。

No. 7に関しては再度入札が不調に終わったということであれば、内容を変更せずに発注されたのかと思ったのでお聞きしました。

No. 43とNo. 53は周知不足が原因とのことですが、従来の周知方法はどのような方法で、今回はどのような不足があったのか具体的に教えてください。

事務局

物品購入に限らず、一般競争入札を行うときは、まず、入札をやりますというお知らせの入札公告を行って、市のホームページに掲載します。それから、メール配信サービスというものがあまして、事業者や市民などでメール配信サービスに登録していただいている方に入札公告をした旨のメールが送られます。日刊建設新聞といった

新聞社2社にメールを送って新聞への掲載をお願いしています。工事に限らず物品購入等の入札公告も掲載されます。このような方法で周知をしているところです。

工事の事業者はこのような方法で提供した情報を見ているのですが、物品購入の事業者はなかなかチェックしていただけません。なので、入札案件の担当課が入札参加資格要件を満たしている事業者に公告した旨の連絡をすることが多いのですが、その連絡を忘れてしまうと入札不調となることがあります。

委員

13件の入札不調という点について、今回特有な要因があるのでしょうか。

事務局

件数としてはやや多いという印象です。最低制限価格の算定式を変更したことで4件が不調となったことと事務のミスで1件不調というのはありましたが、それ以外で特殊要因というのは特に思い当たらないところです。

委員

最低制限価格の算定式を変更したことは応札者にお知らせしたのでしょうか。

事務局

市のホームページへの掲載に加えて、市内準市内業者には個別にメールを送付しました。市内準市内業者以外には個別の通知は難しかったので、知らなかった事業者もいると思います。

委員

今、周知方法の説明があった最低制限価格について、市外の業者にもお知らせすることを考えた方が良いのかと思います。国からの通知があって令和5年度から変更したということですが、県や周辺の市町村も同様の率になっていると理解してよいのでしょうか。

事務局

大半の自治体は同じだと思います。

委員

改正された建設工事の最低制限価格は約90%で、これまでは80%であったことや業務委託の最低制限価格が70%であることを考慮すると、約90%の率自体は経験上高いように思います。

また、総合評価方式の失格判定基準は、最低制限価格と同じ意味合いかと思いますが70%未満と思われます。同じ建設工事で20%の違いがあることについて、白井市独

自で対応することは難しいと思いましたが、留意していただきたいと思えます。

令和3年度から、建設工事は原則一般競争入札によると説明されましたが、一般競争で入札不調の場合は指名競争入札になっています。そのとき同じ工事において一般競争では最低制限価格が設定されていたが、指名競争では設定されていません。その点をどう理解したらよいか検討をお願いします。

それから、PPA事業について、事業者が初期投資不要で設備を設置、市が発電した電気を購入するということかと思えますが、発電設備を設置するのに初期投資が不要という意味合いがよくわかりませんでした。

事務局

資料の書き方がわかりづらくて申し訳ございません。

事業者は初期投資が必要です。「市が初期投資不要」と説明したかったのですがとてもわかりづらい文面となってしまいました。

業者が初期投資した分について、市が事業者から電気を購入することで回収していくことになります。

それから、先ほどの20年という長い期間で予想されないことが起きたときにどうするのか、という質問ですが、協定書において20年間で予想される事業者側のリスクと市側のリスク、それが起きたときの責任分担はこうしますということが決められています。併せて、それに定めていない事項についてはそれぞれ協議して定めるという条項が入っています。

委員長

それでは次に、令和5年度上半期分の入札契約及び随意契約につきまして、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますでしょうか。

ないということよろしいでしょうか。

事務局

ありがとうございます。

委員長

続きまして、その他について事務局の方から何かございますか。

事務局

次回の会議ですが、7月に開催することになっております。またメールで日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

以上を持ちまして、本日の白井市入札等監視委員会を終了といたします。本日はあ

ありがとうございました。